

お客様向け文書改善への取組について

平成22年6月24日
サービス推進部

お客様向け文書の改善

日本年金機構がお客様向け（受給者・加入者）に作成・発送する通知書等の文書類について、お客様目線でよりわかりやすいものに見直すため、機構内において「お客様向け文書審査チーム」を設けるとともに、一般の方にご参加いただく「お客様向け文書モニター会議」を導入。

〈既存文書〉

審査チーム 対象文書の選定

〔大量に送付されるもので、お客様からの問い合わせや職員からの改善要望のあるもの〕



文書モニター会議 検討

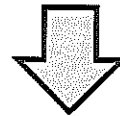
- 〔① まず、現行のものの問題をお伺いする。
② ① を踏まえ、機構（担当部、チーム）が作成した改善案についてご意見をお伺いする。〕



文書改善（担当部）

〈新規文書〉

担当部 案作成



審査チーム 検討（全件）



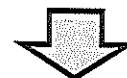
〔重要かつ計画的に検討ができるもの〕



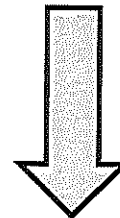
文書モニター会議 検討



文書確定（担当部）



〔軽微なもの
又は
緊急のもの〕



審査チーム（１８名）

（うち民間出身者８名）

- ・ 機構本部及び年金事務所職員で構成
- ・ 毎週開催

モニター（２０名）

- ・ 一般公募 １２名
全国社会保険労務士連合会、埼玉県老人クラブ連合会、東京都受給者協会等の団体 ８名

- ・ 毎月開催予定

（注）応募状況により、開始時期は未定だが、人口構成分布にもとづき、厚生労働省行政モニターから、候補者を絞り、１０名程度増員して、３０名まで増やす方向。

文書審査チームにおける審査状況（6月24日現在）

（参考1）

○開催実施及び審査件数（16回（18件））

（注1）完了している案件のみ計上している。

（注2）文書の数が複雑であっても、同一目的で送付している文書は、
まとめて1件として計上している。

○文書審査チームで既に審査した主な書類

- 振込通知書（別添参照）
- 「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」の
本人あて返戻文書
- 遅延特別加算金通知書等
- 時効特例給付のお知らせ
- 年金額仮計算書

振込通知書の主な改善点・変更点

- ① 「重要書類」の文言を「重要なお知らせ」(又は「大切なお知らせ」)に変更(やわらかい表現)
- ② 支払予定日に関する記載を簡略化し、実際の支払予定日の文字ポイントを拡大
- ③ 振込通知書面の注意事項記載事項について
 - ・ 振込通知書と直接関係のない各種届出に関する記載は裏面に移動
 - ・ 「年1回のお知らせとなる」旨の記載を削除(実際には特別徴収する保険料等の変更に伴い、複数回のお知らせとなるケースが多いため)
 - ・ 遅延特別加算金の支払が含まれる場合の説明書きを追加
- ④ 個人住民税の徴収に関するお知らせを記載
- ⑤ 全体として記載事項を簡素化し、文字ポイントを拡大

料金後納

大切なお知らせ

●年金振込通知書

差出人



日本年金機構

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

※ご相談は、ねんきんダイヤル又はお近くの年金事務所をご利用ください。

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりと開いてください。

年金振込通知書

平成22年6月 日

平成22年6月から平成23年4月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みを行うこととしましたので、お知らせします。

◎年金の種類

年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給権者氏名

◎振込先

◎「支払予定額」及び「年金から特別徴収する保険料(税)額」*等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額	円
差引支払額	円

※年金から特別徴収する保険料(税)額とは、介護保険料額、国民健康保険料(税)額、後期高齢者医療保険料額、個人住民税となります。

厚生労働省

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

印影

平成22年度分の支払予定日は次のとおりです。

平成22年

・6月15日(4月、5月の2か月分)・8月13日(6月、7月の2か月分)
・10月15日(8月、9月の2か月分)12月15日(10月、11月の2か月分)

平成23年

・2月15日(12月、1月の2か月分)・4月15日(2月、3月の2か月分)

(注意事項)

- 控除後振込額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- 年金振込の支払期間が平成23年2月以前となっている方は支払額の変更が予定されている方です。
- 「年金支払額」の欄に「#」印が表示されている方につきましては、遅延特別加算金の支払が含まれています。

後期高齢者医療保険料額及び国民健康保険料

◆後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料(税)額については、ご希望により口座振替による支払方法に変更できます。

個人住民税の徴収に関するお知らせ

◆個人住民税の年金額からの特別徴収の対象となる方には、特別徴収する金額をお知らせしています。年金から特別徴収することにより、基本的に窓口等で納税する必要がなくなります。
(新たな税負担は生じません)

※おそれいりますが、年金から特別徴収する保険料及び個人住民税額に関するお問い合わせは、お住まいの市(区)役所又は町村役場にお問い合わせください。

年金振込通知書

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



0570-05-1165

※IP電話・PHSからは

「03-6700-1165」にお電話ください。

(受付時間)

○月～金曜日：午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付

○第2土曜日：午前9:30～午後4:00

* 祝日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合う場合がございます。

ねんきんダイヤルは、週の後半又は月の後半がつながりやすくなっております。どうぞご利用ください。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。担当者におつなぎいたします。

0 振込通知書に関するお問い合わせ

1 年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に関する

お問い合わせの際は、
年金証書の基礎年金番号・年金コードをお忘れなく！

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地、お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

「ねんきん特別便」の回答にご協力をお願いします。

◆ 一昨年すべての方にお送りしました「ねんきん特別便」にまだご回答をされていない方は、必ずご回答をお願いいたします。

◆ あなたの周囲に「ねんきん特別便が届いていない」という方がいらっしゃいましたら、お問い合わせいただくよう呼びかけをお願いします。

(お問い合わせ)



『ねんきん定期便専用ダイヤル』

※このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせもお受けしています。

0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内の通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、全額発信者負担となります。

(受付時間)

○月～金曜日：午前9:00～午後8:00

○第2土曜日：午前9:00～午後5:00

(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

平成22年度の年金額のお知らせ

公的年金は、物価等の変動に応じて、年金額が改定される仕組みとなっていますが、平成22年度については、この改定は行われません。

届出のお願いについて

◆住所等を変更された場合はお近くの年金事務所へ届出が必要です。

◆年金を受けている方がお亡くなりになった場合は、遺族等の方がお近くの年金事務所へ届出をしていただく必要があります。

不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください。

◆日本年金機構では、携帯電話によりコンビニエンスストア等のATMで還付金を受け取るよう誘導することはありません。

その他、訪問して事務手数料を要求したり、預貯金通帳やキャッシュカードをお預かりすることはありませんので、くれぐれもご注意ください。

◆年金証書や預貯金通帳・印鑑等を預けるよう要求し、高金利で融資を行う違法かつ悪質な貸金業者には十分ご注意ください。

なお、「独立行政法人福祉医療機構」、「国民生活金融公庫」及び「沖縄振興開発金融公庫」において、年金を担保とした融資を行っています。

※不審な電話等があった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

変更前

平成21年6月定期 振込通知書レイアウト

振込通知書

料金後納

重要書類
●年金振込通知書

差出人

社会保険庁

社会保険業務センター

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
※来訪によるご相談は、お近くの社会保険事務所をご利用ください。

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりと開いてください。

年金振込通知書

平成21年6月4日

平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月にお支払いする金額について、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。

◎年金の種類

年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給権者氏名

◎振込先

◎「年金支払額」及び「年金から特別徴収する保険料(税)額」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
長寿医療保険料額	円
所得税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料(税)額とは、介護保険料額、国民健康保険料(税)額及び後期高齢者医療保険料額(長寿医療保険料額)となります。

社会保険庁

官署支出官 社会保険庁総務部経理課長

印影

年金の支払予定日は偶数月の15日です。
ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。
平成21年度分の支払予定日は次のとおりです。

平成21年・6月15日(4月、5月の2か月分)・8月14日(6月、7月の2か月分)
・10月15日(8月、9月の2か月分)・12月15日(10月、11月の2か月分)
平成22年・2月15日(12月、1月の2か月分)・4月15日(2月、3月の2か月分)

- ① 年金振込通知書に表示されている期間が1年に満たない方は支払額の変更が予定されている方です。
- ② 年金振込通知書は、年1回のお知らせとなります。ただし、支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
- ③ 住所等を変更された場合はお近くの社会保険事務所又は年金相談センターへ届出が必要です。
- ④ 年金を受けている方がお亡くなりになった場合は、遺族等の方がお近くの社会保険事務所又は年金相談センターへ届出をしていただく必要があります。

介護保険料額、国民健康保険料(税)額及び長寿医療保険料額の徴収に関するお知らせ

- ◆ 年金から特別徴収する保険料(税)額に関するお問い合わせは、お住まいの市町村にお願いいたします。
- ◆ 長寿医療保険料及び国民健康保険料(税)について、口座振替によるお支払いを希望される方は、お住まいの市町村にお問い合わせ下さい。

年金振込通知書



お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！

0570-05-1165



※IP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。

(受付時間)

○月～金曜日：午前8:30～午後5:15

ただし、月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7:00まで受付

○第2土曜日：午前9:30～午後4:00

*毎年11月の第2・第4土曜日、日曜日は午前9:30～午後4:00

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知書が届いた直後は電話が大変混み合う場合がございます。

ねんきんダイヤルは、週の後半又は月の後半がつながりやすくなっております。どうぞご利用ください。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。担当者におつなぎいたします。

1 年金をお受けになっている方・年金証書をお持ちの方に関するお問い合わせ

2 年金の加入記録や年金の見込額試算のお申込・年金の請求方法など

お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをお忘れなく！

不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください。

◎ 社会保険庁では、携帯電話によりコンビニエンスストア等のATM還付金を受け取るよう誘導することはありません。その他、お宅をして事務手数料を要求したり、預貯金通帳やキャッシュカードをおりすることはありませんので、くれぐれもご注意ください。

◎ 年金証書や預貯金通帳・印鑑等を預けるよう要求し、高金利で行う違法かつ悪質な貸金業者には十分ご注意ください。

なお、「独立行政法人福祉医療機構」、「日本政策金融公庫」及び「沖縄振興開発金融公庫」において、年金を担保とした融資を行っています。

※ 不審な電話等があった場合は、お近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

「ねんきん特別便」の回答にご協力をお願いします。

◆ 昨年すべての方にお送りしました「ねんきん特別便」にまだご回答をされていない方は、必ずご回答をお願いいたします。

(お問い合わせ)



『ねんきん定期便専用ダイヤル』



※このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせもお受けしています。

0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※通話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話の場合は、全額発信者負担となります。

(受付時間)

○月～金曜日：午前9:00～午後8:00

○第2土曜日：午前9:00～午後5:00

(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

年金記録の情報提供について

◆ 老齢基礎年金及び老齢厚生年金の年金受給者の方は、社会保険庁のホームページからお申し込みいただければ、インターネットでいつでもご自身の年金加入記録がご覧いただけます(詳しくは社会保険庁ホームページをご覧ください。)

◆ 厚生年金保険受給者の方への「標準報酬のお知らせ」の送付を、本年中に開始します。

日本年金機構設立についてのお知らせ

社会保険庁が廃止され、平成22年1月、新たに「日本年金機構」がスタートします。

◆ 日本年金機構とは、日本年金機構法(平成19年7月6日公布)に基づき、公的年金制度の業務運営を担うために設置される非公務員型の公法人です。

◆ 日本年金機構は、廃止される社会保険庁から年金業務を引き継ぎ、平成22年1月以降、厚生労働大臣の監督の下に、業務運営を担うこととされています。

平成21年度の年金額のお知らせ

公的年金は、物価等の変動に応じて、年金額が改定されることになっております。

ただし、今年度のあなた様の年金額は、平成20年年金額と同様となります。

社会保険庁ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの社会保険事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

<http://www.sia.go.jp/>

社会保険庁

検索

「お客様向け文書モニター会議」の開催実績と当面の予定

○第1回（4月12日）

- 「お客様向け文書モニター会議」の役割等について説明
- 「初回支払いのお知らせ」について意見を伺う

○第2回（5月31日）

- 「初回支払いのお知らせ」の改善案についての意見交換
- 「年金証書・年金決定通知書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」の見直しや関連文書の同封送付化について意見を伺う

（注）各部から構成された「年金証書等の見直しチーム」を立ち上げ、改善作業に着手

○第3回（6月末又は7月上旬予定）

- 「初回支払いのお知らせ」の最終案についての意見交換
- 「年金証書・年金決定通知書」、「年金決定通知書・支給額変更通知書」の改善案と関連文書の送付方法についての意見交換

お客様向け文書モニター会議における主なご意見と見直しの方向性

モニターからのご意見の主なもの

I 構成等全般的問題

- ① 内訳の2つの表を表面と裏面に分割し、それぞれの解説を表の下に記述する。(表と解説を同一面にする。)
- ② 解説を簡素化してでも、文字を大きくする。(内容が正確でも読みにくければ意味がない)(過剰な情報はかえってわかりにくいのみで必要な情報のみに限定すべき)
- ③ この書類の「意味、目的」をまず強調する。(具体的には現行裏面冒頭の「このお知らせについて」を表面に記述)
- ④ 初回支払のケースか年金額変更のケースか明示する。

II 解説内容

- ① 年金は偶数月に2カ月分支払われるという基本情報を盛り込む。
(現行「定期支払額」の説明)(現行下段表の「支払年金額」⑪欄とお支払いする額⑫欄の関係の説明)
- ② 「さかのぼって支払われる額」は、一時的な支払い(継続しない)であることをわかるようにする。
- ③ 現行裏面の「支払調整の説明」は総じてわかりにくい。
(番号表示のあり方、支払機能変更と年金額増減の関係)

III その他

- ① 同じ時期に「初回支払額のお知らせ」以外に、「年金証書・年金決定通知書」、「年金決定通知書・支給変更通知書」等も別々に送付される場合があるので、整理する。
- ② 表に「支払い項目表」、「内訳表」等の名称をつける。
- ③ 現行の欄の数字の整理を行う。(1, 2・・・と①、②・・・)

見直しの方向性

- システム変更も含み抜本改善を行う
- 大判化を図り、文字ポイントも大きくする
- 表と解説を同一面とする等、構成も見直す
- 解説も必要最小限のものとし、簡素化を図る
- 同時期に別に送付される「年金決定通知書・支給額変更通知書」(大版)も見直し、これに合わせ、「初回支払 額のお知らせ」も大版化した上で同一封筒で送付する方向で検討

※ 実施時期は平成24年4月実施目途

現行

(オモテ面)

国民年金・厚生年金保険 初回支払額のお知らせ

平成 22 年 4 月にお支払いします
老齢 厚生 年金の支払額の内訳に
ついて、お知らせいたします。

年金証書の
基礎年金番号・年金コード []
平成 22 年 4 月 15 日

項目	金額
① 定期支払額	128,250
② さかのぼって支払われる額	448,875
③ 社会保険料額	0
④ 所得控除額	0
⑤ 個人住民税額	0
⑥ 今回の支払いで調整した額	201,696
⑦ 次回以降の支払いで調整させていただく額があるときは、後日連絡します。	
⑧ 繰上支払額(振込)額	375,429
⑨ ①+②-③-④-⑤-⑥	

※「長寿医療保険料額」は、後期高齢者医療制度の保険料額の通称です。

上記項目の①②⑥の内訳は以下のとおりです。

計算基礎期間	⑧ 繰上支払額(振込)額	⑨ 繰上支払額(振込)額	⑩ 繰上支払額(振込)額	⑪ 繰上支払額(振込)額	⑫ 繰上支払額(振込)額
年 月 年 月	月 円	月 円	月 円	月 円	月 円
厚生年金 支払調整 06					
2 21. 7 - 22. 1	7	769,500	0	769,500	-201,696
1 22. 2 - 22. 3	2	769,500	0	769,500	448,875
					128,250

(注) ⑫については、各年の支払期(2・3月、4・5月、6・7月、8・9月、10・11月、12・1月)ごとに計算をした金額の合計です。

詳細な説明は裏面をお読みください。

0000010
厚生労働省年金局
【お問い合わせ先】
日本年金機構

現行

(ウラ面)

この お知らせに ついて

このお知らせは、はじめて年金を受けられる方、または今まで受けていた年金の年金額(支払額)について過去の分までさかのぼって変更があった方へ、今回支払いとなる年金額の内訳をお知らせするものです。
なお、このお知らせをご覧になるときは、これまでお送りしました年金証書、振込(送金)通知書または年金決定通知書・支給額変更通知書をご参照ください。

記載事項の説明

- ① ①欄の「定期支払額」とは、2月、4月、6月、8月、10月及び12月の前月までの2か月分の支払額です。
なお、その計算の内訳は、「①②③の区分」欄に「1」と表示されているところに記載しています。
- ② ②欄の「さかのぼって支払われる額」とは、さかのぼって年金が決定された場合の前回の定期支払までの支払額、あるいはさかのぼって増額改定された場合等の前回の定期支払までの差額です。
なお、その計算の内訳は、「①②③の区分」欄に「2」と表示されているところに記載していますが、その理由については、別にお送りしました年金決定通知書・支給額変更通知書とあわせてご覧ください。
- ③ ③欄の「今回の支払いで調整した額」とは、さかのぼって減額改定された場合等、前回の定期支払までの過払額あるいは、これまでに過払額を返していただいている場合の未返済額のうち、今回の支払いで返していただいた額です。
なお、その計算の内訳は、「①②③の区分」欄に「3」と表示されているところに記載していますが、その理由については、別にお送りしました年金決定通知書・支給額変更通知書とあわせてご覧ください。
- ④ 「次回以降の支払いで調整させていただく額があるとき」とは、例えば、死亡された方の老齢年金に過払いが生じている場合、その額をあなたが受給される遺族厚生年金の支払額から差し引くこととなりますが、その調整処理がまだ行われていない場合などです。
- ⑤ 「計算基礎期間」欄の年月の前に「※」の印がある場合は、支払開始年月が5年以上前にさかのぼっていることにより、消滅時効に該当した期間があるため、「※」の印の表示がある年月から計算の基礎としていることを表わします。
- ⑥ 「計算基礎期間」欄の年月の前に「#」の印がある場合は、年金額を改定する理由が生じた時期が、機械で⑧及び⑨欄の計算のできる範囲を超えているため、手計算により算出されたことを表わします。

「支払調整」の説明

支払調整のある場合は、「計算基礎期間」欄に「支払調整」と表示され、次の2桁の番号で、今回の支払いに加算したとあるは差し引いたことについての理由を表わしています。

10	2つ以上の年金の受給権が発生したことに伴い、届出のありました「年金受給選択申出書」にもとづき、さかのぼって選択処理を行うことになったため、前に受けていた年金の過払額あるいは未払額を今回の支払額で調整したことを表わします。
03	支払機関を銀行から郵便局に変更する旨の届出があり、あらためて郵便局でお支払いしたことを表わします。
104	送金通知書の支払期限が過ぎたため、郵便局で支払いを受けられなかった旨の申出があり、あらためてお支払いしたことを表わします。
106	年金の決定内容の訂正があったために、今までに支払った額を今回の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
33	死亡された方が受けていた年金の過払額を、今回の遺族厚生年金または遺族厚生年金の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
36	いまだ受けていた年金の過払額を、今回の年金の支払額で差し引いて調整したことを表わします。
38	今回の支払いの前に発生した過払額を、今回の支払額で差し引いて調整したことを表わします。この際には、前回の通知でお知らせした「次回以降の支払いで調整させていただく額」を含んでいます。今回の支払いの前に増額改定または減額改定があった場合には、前回の通知でお知らせした額と異なる場合があります。
1000	その他の理由により、過払額及び未払額を、今回の支払額で調整したことを表わします。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ!



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※IP電話・PHS・日本国外からは「03-6700-1165」にお電話ください。
※通話料金は一律の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、IP電話・PHS・携帯電話の場合は、金額お客様の負担となります。

【受付時間】

○月～金曜日:午前8時30分～午後5時15分
ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7時まで受付
○土曜日:午前8時30分～午後4時
※祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※「0570」の番号の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにご注意ください。
※月曜日や休日明けは電話が大変混雑することがございます。週の後半や月の後半がつかまりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

(ナビダイヤルの場合)

音声ガイダンスが流れた場合は、該当する番号を押してください。
担当室におつなぎいたします。

1

年金を受けている方のご相談

2

これから年金を受ける方のご相談

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

(参考3)

今後、文書モニター会議で検討いただく予定のもの

① 既存文書

- ・ねんきん定期便（約6, 673万件 [平成21年度]）
- ・年金請求書（ターンアラウンド）（約184万件 [平成20年度実績]）
- ・20歳になったら国民年金（約100万件 [平成21年度]）
- ・支給額変更通知書（約74万件 [平成20年度実績]）
- ・現況届（約34万件 [平成20年度実績]）

② 新規文書

- ・国民年金保険料後納制度のお知らせ
- ・年金の支給期間を満たしていながら請求を行っていない方に対する「お知らせ」
- ・70歳までの間の保険料納付により支給期間を満たす方に対する「お知らせ」

国民年金加入手続きに関するお知らせ文書について

委員からご指摘いただいた事項	事実関係及び今後の対応方針
● 20歳を迎える大学生の息子宛に届いた年金加入のお知らせが大変わかりづらいもので、驚きました。 「年金事務所に出頭せよ」あるいは、「郵送でも構わない」と書いてありますが、 → 「どこへ郵送したらよいのか記載がない」 → 「地元の年金事務所へ電話で問い合わせしたが、いつまでも話中で通じない」 → 「問い合わせ専用ダイヤル」に問い合わせると「区の国民年金保険課に郵送せよ」とわかる（出頭せよという場所と郵送先が違う！なぜ区に郵送するのかの理由が一般の人にわかるだろうか？） → 「区の国民年金保険課に郵送」 → 「区から学生免除の申し込み用紙が郵送される」 ● 20歳の学生が初めて年金に加入する際、一体、どれくらいの学生が混雑する年金事務所に出頭するのでしょうか？ 「事務所へ来い」というのは、学生免除を説明するためでしょうか？	○ 20歳になった時点において、各被用者年金制度に加入されていない方に対して、「国民年金のご案内（加入届）」を郵送（「20歳になったら国民年金」（リーフレット）を同封）しています。 （注）「国民年金の御案内（加入届）」は自治体作成 「20歳になったら国民年金」は機構作成 ○ 同封のリーフレットには、国民年金に関する届出について、「お住まいの市区町村役場の国民年金窓口または年金事務所で直接お手続きください」と記載していますが、「お時間に余裕がない方は郵送によりお手続きいただくこともできます」という旨も記載しており、お時間に余裕がない場合など、直接、窓口に来所していただく、郵送による手続きで構いません。 ○ 郵送（提出）先については、加入届には「お住まいの区市町村役場までお届け願います」と記載しておりますが、リーフレットには、ご指摘のとおり、郵送先の記載がありません。

●国民年金保険料を親が支払い、学生免除を行わない場合、郵送する書類に「学生免除はしない」と記載する欄を設けるなど一工夫できないものでしょうか。
区はわざわざ郵便代（住民税です）を支払って学生免除の書類を返送する手間を省くことができます。

●年金加入の最初の一步が大変不親切で面倒くさいものになっていませんか？

●ぜひ、こうした文書やお知らせについて、「素人でも分かる」ようなものに改善していただきたい。

●親が支払った子供の国民年金保険料は、確定申告の際に税の控除対象になることを一般の方にもお知らせすると学生免除を受ける人が減りませんか？

○お客様向けのお知らせ文書につきましては、文書審査チーム及び文書モニター会議において、順次、計画的に改善に取り組むこととしています。

○国民年金加入に関する各種のお知らせ文書につきましても、文書モニター会議において検討していただく予定としています。ご指摘いただいた点も十分参考にさせていただきながら、改善に取り組みます。

○国民年金保険料は、所得税を算出するうえで全額控除されることにつきましては、チラシ、リーフレット並びに日本年金機構ホームページに掲載しているところですが、より効果的な周知方法について、今後検討を進めます。

お手続き・ご相談窓口

国民年金保険料や第3号被保険者などに関するご相談窓口は、お住まいの年金事務所の国民年金担当課となります。
また、第1号被保険者の資格に関することや住所・氏名の変更などに関する届出、保険料免除、若年者納付猶予及び学生納付特例の申請などに関するお手続きやご相談窓口は、お住まいの区市町村役場の国民年金担当課となります。

●年金事務所・・・

年金事務所名	電話番号	年金事務所名	電話番号	年金事務所名	電話番号
千代田区	03(3265)4381	江戸川区	03(3652)5106	足立区	03(3604)0111
中央区	03(3543)1411	品川区	03(3494)7831	荒川区	03(3800)9151
港 区	03(5401)3211	大田区	03(3733)4141	葛飾区	03(3695)2181
新宿区	03(5285)8611	渋谷区	03(3462)1241	立川市	042(523)0352
杉並区	03(3312)1511	目黒区	03(3770)6421	青 梅 川	0428(30)3410
中 野 区	03(3380)6111	世田谷区	03(3429)0111	八王子市	042(626)3511
上 野 区	03(3824)2511	池 袋	03(3988)6011	武 蔵 野	0422(56)1411
文 京 区	03(3945)1141	北 区	03(3905)1011	府 中	042(361)1011
豊 田 区	03(3631)3111	板 橋 区	03(3962)1481		
江 東 区	03(3683)1231	練 馬 区	03(3904)5491		

●区役所・・・

区役所名	電話番号	区役所名	電話番号	区役所名	電話番号
千代田区	03(3264)2111	品川 区	03(377)1111	北 区	03(3908)1111
中央区	03(3543)0211	目黒 区	03(3715)1111	荒川 区	03(3802)3111
港 区	03(3578)2111	大田 区	03(5744)1111	板橋 区	03(3964)1111
新宿 区	03(3209)1111	世田谷 区	03(5432)1111	練馬 区	03(3993)1111
文京 区	03(3812)7111	渋谷 区	03(3463)1211	足立 区	03(3880)5111
台東 区	03(5246)1111	中野 区	03(3389)1111	葛 飾 区	03(3695)1111
豊 田 区	03(5608)1111	杉 並 区	03(3312)2111	江戸川 区	03(3652)1151
江 東 区	03(3647)9111	豊 島 区	03(3981)1111		

●市役所・・・

市役所名	電話番号	市役所名	電話番号	市役所名	電話番号
八王子市	042(626)3111	小金井市	042(383)1111	清 瀬 市	042(492)5111
立 川 市	042(523)2111	小 平 市	042(341)1211	東久留米市	042(470)7777
武蔵野市	0422(51)5131	日 野 市	042(585)1111	武蔵村山市	042(565)1111
三 鷹 市	0422(45)1151	東村山市	042(393)5111	多 摩 市	042(375)8111
青 梅 市	0428(22)1111	国分寺市	042(325)0111	稲 城 市	042(378)2111
府 中 市	042(364)4111	国立市	042(576)2111	羽 村 市	042(555)1111
昭 島 市	042(544)5111	福生市	042(551)1511	あきる野市	042(558)1111
調 布 市	042(481)7111	狛 江 市	03(3430)1111	西東京市	042(464)1311
町 田 市	042(722)3111	東大和市	042(563)2111		

●町村役場・・・

町村役場名	電話番号	町村役場名	電話番号	町村役場名	電話番号
瑞 穂 町	042(557)0501	利 島 村	04992(9)0011	八 丈 町	04996(2)1121
日の出町	042(597)0511	新 島 村	04992(5)0240	青ヶ島村	04996(9)0111
檜 原 村	042(598)1011	神津島村	04992(8)0011	小笠原村	04998(2)3113
奥多摩町	0428(83)2111	三 宅 村	04994(5)0981		
大 島 町	04992(2)1441	御蔵島村	04994(8)2121		

20歳になったら国民年金

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。
20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

国民年金の加入手続きは、
どこで行えばいいの？

国民年金の加入手続きは、お住まいの**市区町村役場の国民年金担当窓口**または**年金事務所**で直接お手続きください。

お時間に余裕がなく、窓口までお越しいただくことができない場合は、郵送によりお手続きいただけます。

毎月の保険料はいくら？

国民年金の保険料（定額）は、**月額15,100円**です。なお、保険料をまとめて前払いうることににより割引される**前納制度**もあります。また、定額保険料に加えて**月額400円の付加保険料**を納付されると、将来、老齢基礎年金に加えて付加年金が支給されます。

付加年金は「2000円×納付月数」で計算されます。例えば10年間納付（合計48,000円）された場合の付加年金額は24,000円です。付加保険料を納付される場合は、必ず定額保険料を納付していただく必要があります。

口座振替が便利でお得！

口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べて便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落しされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落しされる**当月末振替（早割）**があります。早割は**月額50円が割引**されます。

口座振替で前納制度をご利用される場合は、現金での前納に比べてさらに**割引額が高くなります**。
詳しくは、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

毎月15、100円は払えない・・・
そんなときはどうすればいいの？

20歳になれば、所得が少なく保険料を納めることが困難な方については、**若年者納付猶予制度**や**学生納付特例制度**などの保険料免除制度を利用することが出来ます。**手続きはお住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口**または**年金事務所**で行ってください。

※学生納付特例制度の申請には、在学証明書または学生証の写しが必要です。

若年者納付猶予制度とは？

学生納付特例制度とは？

若年者納付猶予制度と学生納付特例制度は、他の年齢層に比べ所得が少ない若年層(20歳台で学生以外の方や所得が無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度のことです。

POINT 1

若年者 → 本人と配偶者の所得を審査

学生 → 本人の所得のみで審査

一般の保険料免除(全額免除・一部納付)の場合は、世帯主の所得も含めて保険料免除の対象となるか判定いたしますが、若年者納付猶予は本人と配偶者の所得のみ、学生納付特例は本人の所得のみで判定することになります。

そのため、世帯主の所得が高く、保険料免除の対象とならない20歳台の方でも、若年者納付猶予の対象となる場合があります。学生の方はご本人の所得がない場合は学生納付特例の対象となります。※学生の方は、学生納付特例制度のみご利用いただけます。

POINT 2

障害・遺族基礎年金を受け取ることが出来ます

納付猶予や納付特例期間中にケガや病気で障害や死亡といった不測の事態が発生した場合、障害の状態に応じて障害基礎年金が、遺族(子のある妻または子)の方は遺族基礎年金を受け取ることが出来ます。

※障害や死亡といった事故が発生するまでの国民年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料を納付、免除または猶予されていること、もしくは事故の直前の1年間に保険料の未納がないことが必要です。

猶予期間等の年金はどうなるの？

○若年者納付猶予・学生納付特例を受けた期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。

○そこで、これらの期間の保険料は、10年以内(平成22年4月分は平成22年4月まで)であれば後で古い期間から順に納付していただけるようになっていきます(追納)。

○追納する場合の保険料額は、猶予等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、猶予等の承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



日本年金機構

Japan Pension Service



Japan Pension Service

サイト内検索(e-Gov)

文字サイズ 検索

▶ ホーム

▶ 全国の窓口

▶ 年金Q&A

▶ 申請様式一覧

▶ 日本年金機構について

トップ > 私の年金が知りたい:年金に加入されている方 > 国民年金保険料の納付方法について

国民年金保険料の納付方法について

国民年金の保険料は、以下の方法で納められます。

口座振替

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

口座振替の手続きは、お近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

クレジットカード納付(継続支払)

クレジットカードにより定期的に納付する方法です。

申込み手続きは、年金事務所でも受け付けていませので、詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせ下さい。

※申込用紙は、年金事務所に備えてあるものをご利用いただくか、こちらからダウンロードしたものを年金事務所へお持ちください。

国民年金保険料クレジットカード納付(変更)申出書等 (PDF)

記入例等 (PDF)

お申込先一覧 (年金事務所)

※(ご注意) 納付(変更)申出書の中のクレジットカード選択欄の「16.モデルクレジットカード」はお使いになれません。

金融機関、郵便局、コンビニ窓口

日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。

お手元に納付書がないときは、お近くの年金事務所までご連絡ください。

国民年金の保険料は全額社会保険料控除の対象

年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告するための「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を毎年11月上旬にお送りします(10月以降に、その年初めて国民年金保険料を納付された方は翌年2月上旬にお送りします)。

▶ このサイトについて

▲ 上に戻る

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号 電話:03-5344-1100(代表)

Copyright © 2009 Japan Pension Service All Rights Reserved.

